

現場代理人の兼務に関する手続要領（神戸市水道局）

平成 25 年 6 月 18 日 水道局長決定
最終改正 令和 4 年 10 月 24 日

（目的）

第 1 条 この要領は、現場代理人の兼務について対象となる工事の範囲を設定し、兼務に関する手続について定めるものとする。

（兼務の対象となる工事）

第 2 条 請負金額が 3,500 万円（建築一式の場合は 7,000 万円）未満の工事（単価契約による工事を除く。）の契約を締結する際に、現場代理人は、次の要件を全て満たす場合は現場代理人又は技術者として 3 件まで兼務することができる。

（1） 兼務する 3 件が、神戸市発注工事（水道局・交通局発注工事を含む）であること。

（2） 既に契約を締結している工事の請負金額が、3,500 万円（建築一式の場合は 7,000 万円）未満であること。

2 前項の規定に関わらず、現場代理人は、既契約工事に続く請負契約を随意契約により締結する場合で、既契約工事が神戸市発注工事（水道局・交通局発注工事を含む）である場合は現場代理人又は技術者として 3 件まで兼務することができる。

3 前 2 項の要件を全て満たす工事であっても、工事内容等により兼務が認められない場合は、特記仕様書等において明示する。

第 3 条 削除

（現場代理人の責務について）

第 4 条 現場代理人は兼務する一方の工事現場に従事しているときであっても、他方の現場代理人の契約上の職務を免ずるものではない。

（合併工事の取扱い）

第 5 条 合併入札（随意契約の場合を含む）に付した工事については、本要領を適用しない。

附 則

（施行期日）

- 1 本要領は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 本要領は、施行日以降に公告又は指名通知を行う工事の契約に適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 本要領は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 本要領は、施行日以降に公告又は指名通知を行う工事の契約に適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 本要領は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 本要領は、施行日以降に公告又は指名通知を行う工事の契約に適用する。

附 則

本要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 本要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 本要領は、施行日以降に公告又は指名通知を行う工事の契約に適用する。

附 則

本要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 本要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本要領は、施行日以降に公告又は指名通知を行う工事の契約に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 本要領は、令和 4 年 10 月 24 日から施行する。
- 2 本要領は、施行日以降に契約する工事に適用する。